

第85回定期株主総会招集ご通知に関する 電子提供措置事項

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

● 事業報告

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

● 計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

第85期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）

大洋物産株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

1. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定的内容の概要

取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制
内部統制システムを有効に運用するため、取締役・従業員が社会規範に則した行動をとるための企業倫理行動指針として「行動規範」を制定し、取締役会が任命する者で構成される「リスク・コンプライアンス委員会」（年4回開催）を中心として、この「行動規範」が企業風土に定着する努力を絶えず行うことにより、法令及び定款に適合した業務が行われる体制をとっています。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制
当社は法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。
また、情報の管理については、情報セキュリティ管理規程、個人情報取扱規程、リスク・コンプライアンス規程に基づき、実施、維持、運用を継続的に実施していくこととしております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
取締役会が任命する者で構成される「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、発生しうる様々な危機に関する予防策を講じ、また、発生時の体制を整えております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は定例取締役会を月1回開催し、法令または定款に定める事項及び経営上の重要事項の決定、並びに業績・業務の執行状況の把握を行うとともに懸案事項が生じた時は、臨時取締役会を適宜開催することにより、迅速かつ効率的な意思決定ができるよう努めています。
- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
当社は、従業員31名程度の小規模会社であることから、専属の従業員を配置しておりませんが、監査等委員の必要に応じて内部監査室が連携する体制をとっています。
- ⑥ 前号の使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査等委員会の求めに応じて、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、その職務を補助すべき使用人を任命し人事的対応を図っております。
 - ・監査等委員会によりその職務を受けた使用人は、当該指示された業務を他の業務に優先し遂行するとともに、当該指示された業務に関して、取締役及び上長などの指揮・命令は受けないものといたします。

- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制
取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が、当社に重大な影響を及ぼす事項、職務の執行に関する法令違反、不正行為の事実等について監査等委員会に報告する体制及び監査等委員会から要請がある場合にその事実を速やかに報告する体制をとっています。
- ⑧ 監査等委員の職務遂行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項
(a)監査等委員の職務の遂行上必要と認められる費用について、その前払い等の請求があるときは、当該請求が適切でない場合を除き、速やかにこれに応じます。
(b)監査等委員が職務遂行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなどの費用は、監査費用として認めるものとします。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で臨み、総務部を窓口として、警察、弁護士等の関係機関と連携しながら、迅速かつ組織的に対応いたします。また、平素から警察や関係団体など外部専門機関と連携して情報を収集し、反社会的勢力の排除に向けた取り組みを行っております。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンス及びリスク管理に関する取組み
当社の取締役及び使用人に対して、コンプライアンスの重要性の理解と、その尊守について、情報セキュリティ、インサイダー取引防止の適切な運用のための情報発信・研修の実施等をおこなっております。また、内部通報制度については、社外弁護士を含む窓口を設置し運用しております。また、コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、取締役会が任命する者で構成される「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、経営チェック機能の強化に努めています。「リスク・コンプライアンス委員会」においては、当社を取り巻く環境の変化により生じうるリスク、その発生時の対応について討議しております。
さらにグループウェアを活用した情報共有など適時開示すべき会社情報の共有化を図っております。
- ② 業務執行の適正性の確保に関する取組み
当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、当社の取締役及び幹部社員をメンバーとする営業会議を毎月1回開催し、各部門が

おかれている現状についての情報交換を行い、問題点についての共有化を図っております。

③ 監査等委員の職務執行体制に関する取組み

当社の監査等委員は、当社の重要な会議に出席するほか、取締役や従業員から聴取を行うなど、業務の執行状況を直接的に確認しております。また、代表取締役社長、会計監査人または内部監査室との会合を定期的に実施することで情報交換及び相互の意思疎通を図っております。

④ 財務報告の適正性を確保するための体制に関する取組み

当社は、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法に規定された財務報告に係わる内部統制が有効に行われる体制を整備し、定期的な評価、見直しを行っております。また、当社の監査等委員は、内部監査室と定期的に面談等を実施し、情報交換を行っております。

⑤ 反社会的勢力排除に向けた取組み

反社会的勢力に対しては、取引契約書への排除条項の記載や不当要求防止責任者の選任を実施し、弁護士、警察等の外部関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした対応の徹底を行っております。

株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)
 (2025年9月30日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資 準	備 本 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 剰 余 金
2024年10月1日残高	257,792		157,792	157,792	409,713	409,713
事業年度中の変動額						
当 期 純 利 益				—	148,725	148,725
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				—		—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	148,725	148,725
2025年9月30日残高	257,792		157,792	157,792	558,438	558,438

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2024年10月1日残高	△1,004	824,293	△41,895	△41,895	20,258	802,656
事業年度中の変動額						
当 期 純 利 益		148,725		—		148,725
自 己 株 式 の 取 得	△32	△32		—		△32
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	44,314	44,314	△2,581	41,732
事業年度中の変動額合計	△32	148,692	44,314	44,314	△2,581	190,425
2025年9月30日残高	△1,037	972,986	2,418	2,418	17,677	993,082

個別注記表

記載金額に関する注記

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては、事業年度末日の時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、市場価額のない株式等並びに子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産

商品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) デリバティブ

時価法によって評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しております。当社では、通常の商取引において、仲介業者又は代理人としての機能を果たす場合があるため、履行義務の識別にあたっては本人か代理人かの検討を行っており、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務である場合には本人と判定しております。

一方、一部の有償支給取引については、部材の提供を受け、他の当事者に引渡し加工することにより顧客要求の製品となるよう手配する履行義務である場合には代理人として判定しております。本人か代理人かの検討に際しては、下記の指標に基づき総合的に判断しております。

- ・当社が、特定された財又はサービスを提供する約束の履行に対する主たる責任を有している。
- ・特定された財又はサービスが顧客に移転される前、又は顧客への支配の移転の後に、当社が在庫リスクを有している。
- ・特定された財又はサービスの価格の設定において当社に裁量権がある。

当社が本人に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点、又は充足するにつれて、特定された財又はサービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価の総額で収益を認識しております。また、当社が代理人に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点、又は充足するにつれて、特定された財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することで権利を得ると見込まれる対価の純額で収益を認識しております。これらの取引については、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。なお、出荷から引き渡しまでごく短期間で行われる国内の販売については、出荷した時点において当該商品の支配が顧客に移転されると判断し、出荷時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に示されている対価に基づいて測定され、財又はサービスに対する支配を顧客に移転した時点で収益を認識しております。履行義務の対価は、履行義務を充足してから主として一年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

5. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を行っております。

会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品 1,302,598千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

棚卸資産は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により評価しており、取得原価と当事業年度末における正味売却価額のいずれか低い方の金額で評価しております。なお、営業循環過程から外れた棚卸資産については、その保有期間に応じた一定の減価率を設定し、取得価額に当該減価率を乗じることにより、収益性の低下の事実を適切に反映するよう処理しております。正味売却価額は、業界情報等における相場情報をもとに適正に見積もった価額をもとに算定しております。

今後の顧客のニーズの変化、新型コロナウィルスの感染拡大や市場環境の悪化等により将来の正味売却価額が著しく下落した場合には、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度の評価損の金額は2,664千円であります。

追加情報

該当事項はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

担保に供している資産
　売掛金
　建物
　土地

2,216,296 千円
44,671 千円
145,560 千円

上記に対応する債務

短期借入金

4,707,835 千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

150,801 千円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

金銭債権
　売掛金
　金銭債務
　未払費用

32,509 千円
2,488 千円

4. 輸出手形割引高

3,738 千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

52,547 千円

2. 顧客との契約から生じる収益

損益計算書上の売上高

19,662,137 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式数の総数 普通株式

1,934,019 株

2. 自己株式数 普通株式

823 株

3. 剰余金の配当

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力が翌事業年度となるもの。

該当事項はありません。

4. 当事業年度の末日における発行済新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）

の目的となる株式の種類と総数

普通株式

7,000 株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(1) 繰延税金資産

関係会社出資金評価損	23,317千円
退職給付引当金	100,666千円
株式等評価損	901千円
繰越欠損金	229,759千円
その他	5,559千円
繰延税金資産小計	288,763千円
評価性引当額	288,763千円
繰延税金資産合計	-千円

(2) 繰延税金負債

前払年金費用	115,405千円
繰延税金負債合計	36,404千円

(3) 繰延税金負債の純額

36,404千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融取引に対する取組方針

当社は、資金調達については、事業計画に基づき必要な運転資金を主として銀行借入によることを基本的な取組方針としております。資金需要の内容によっては、社債発行及び増資等によりその資金を貰うなど、最適方法により調達する方針であります。一時的な余剰資金については、預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。なお、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、レバレッジの効く投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び未払費用は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。その一部には輸入に伴う外貨建債務があり、為替リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は、主に運転資金のための資金調達であり、返済日は最長で決算日後1年以内であり、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建金銭債権債務や外貨建予定取引に係る為替の変動リスクヘッジを目的とした為替予約取引を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、各事業部門における取引担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券や投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。借入金については、変動金利と固定金利を適切にミックスすることにより、金利変動リスクの管理と資金調達コストの抑制の両立を図る方針です。

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引に関する社内規程に従い、担当者が決済担当者の承認を得て行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各事業部門からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。
なお、現金は注記を省略しており、預金については、短期間で決済され、帳簿価額が時価に近似していることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)電子記録債権	8,219	8,219	—
(2)売掛金	5,888,553	5,888,553	—
資産計	5,896,772	5,896,772	—
(1)支払手形	188,878	188,878	—
(2)買掛金	911,613	911,613	—
(3)短期借入金	5,907,835	5,907,835	—
(4)未払費用	139,717	139,717	—
負債計	7,148,043	7,148,043	—
(5)デリバティブ取引※	3,485	3,485	—

※1.デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

2.市場価格のない株式等である関係会社出資金（貸借対照表価額129,652千円）については、上記の表に含め

ておりません。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1)電子記録債権、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)支払手形、(2)買掛金、(3)短期借入金、(4)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。

②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
通貨関連

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	249,023	—	(注)2.
為替予約等の原則処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	137,703	—	3,759
	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	62,062	—	△273

(注) 1.時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づいて算定しております。

2.為替予約等の振当処理によるものはヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該買掛金の時価に含めて記載しております。

3.金融商品適切な区分ごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は活発な市場における無調整の相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引	—	3,485	—	3,485

②時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
電子記録債権	—	8,219	—	8,219
売掛金	—	5,888,553	—	5,888,553
資産計	—	5,896,772	—	5,896,772
支払手形	—	188,878	—	188,878
買掛金	—	911,613	—	911,613
短期借入金	—	5,907,835	—	5,907,835
未払費用	—	139,717	—	139,717
負債計	—	7,148,043	—	7,148,043

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係わるインプットの説明

電子記録債権、売掛金

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、レベル2の時価に分類しております。

支払手形、買掛金、短期借入金、未払費用

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、レベル2に時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約は、観察可能なインプットである為替レートを用いて評価しているため、レベル2の時価に分類しております。

持分法損益等に関する注記

1. 関連会社に関する事項

関連会社に対する投資の金額	59,442 千円
持分法を適用した場合の投資の金額	101,397 千円
持分法を適用した場合の投資損失の金額	14,854 千円

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

商品区別に分解した売上高は以下のとおりです。

商品区分	報告セグメント				金額（千円）
	食料部	農産部	中国開拓部	生活産業部	
牛肉	1,222,514				1,222,514
加工食品	3,698,846				3,698,846
輸入鶏肉	1,259,964				1,259,964
鶏肉その他	120,715				120,715
国産鶏肉	2,508,121				2,508,121
農産品		2,774,060			2,774,060
化学品				391,808	391,808
中国関連			5,994,681		5,994,681
豚肉				1,626,417	1,626,417
その他				65,007	65,007
顧客との契約から生じる収益	8,810,162	2,774,050	5,994,681	2,083,233	19,662,137
その他の収益					
外部顧客への売上高	8,810,162	2,774,050	5,994,681	2,083,233	19,662,137

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、以下の5つのステップアプローチを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価額を算定する

ステップ4：取引価額を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点（又は充足するにつれて）収益を認識する

①牛肉・牛肉その他・加工食品・輸入鶏肉・鶏肉その他・国産鶏肉・豚肉・農產品

主に農畜産物を卸売販売する業務を行っており、当該商品を外部顧客に提供する義務を負っております。

当該履行義務は当該商品の支配が移転した時点で、充足されると判断しております。そのため、当該商品が営業倉庫内にて外部顧客に名義変更される時点をもって、当該履行義務が充足されると判断し、この時点で収益を認識しております。

②化学品

主に化学塗料や美白材等といった化学製品を海外に卸売販売する業務を行っており、当該商品を外部顧客に提供する義務を負っております。

当該商品が国内から海外への船積がなされた時点で、外部顧客に当該商品の支配が移転するため、その時点で、当該履行義務が充足されると判断し、この時点で収益を認識しております。

③中国関連・その他

主に第三国においてECサイト等で販売する化粧品等の雑貨類を卸売販売する業務を行っており、当該商品を外部顧客に提供する義務を負っております。

当該履行義務は当該商品の支配が移転した時点で、充足されると判断しております。そのため、当該商品が第三国の営業倉庫内にて外部顧客に名義変更された時点をもって、当該履行義務が充足されると判断しております。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	4,956,551
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	5,896,773
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	6,139
契約負債（期末残高）	57,745

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	504円55銭
2. 1株当たり当期純利益	76円93銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。